

第74回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月16日（金曜日）

午前10時

（開場・受付開始：午前9時）

場所

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館

ベルサール神保町 3階

（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

昨年と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会終了後に株主様との懇談会及び営業施策報告を実施する予定としております。懇談会では、お飲み物（ソフトドリンク）のみご用意させていただきます。

なお、ご出席株主様へのお土産の提供は、一昨年より廃止いたしております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第74回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
事業報告	17
連結計算書類・計算書類	41
監査報告書	65

株 主 各 位

東京都文京区水道二丁目8番6号

株式 鳥羽洋行
代表取締役社長 遠藤 稔

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.toba.co.jp/ir/event/event_03.html



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「鳥羽洋行」または「コード」に当社証券コード「7472」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2023年6月15日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)

昨年と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。

以 上

(お知らせ)

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しておりますが、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会終了後に株主様との懇談会及び営業施策報告を実施する予定としております。懇談会では、お飲み物（ソフトドリンク）のみご用意させていただきます。
- ◎ご出席株主様へのお土産の提供は、一昨年より廃止いたしております。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

株主総会へ出席する場合



開催日時 2023年6月16日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第74回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

議決権行使書を郵送する場合



行使期限 2023年6月15日（木曜日）午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使する場合



行使期限 2023年6月15日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

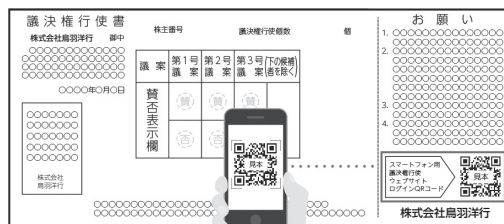
インターネットによる議決権行使

スマートフォンにより議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 2023年6月15日（木曜日）午後5時30分行使分まで

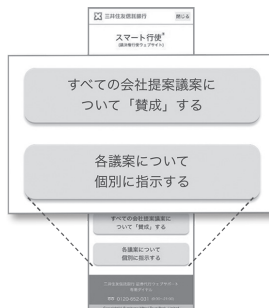
QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コード及びパスワードの入力は不要です。

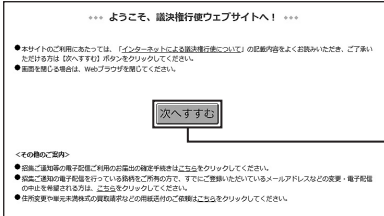
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。

議決権行使ウェブサイトで 議決権を行使する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

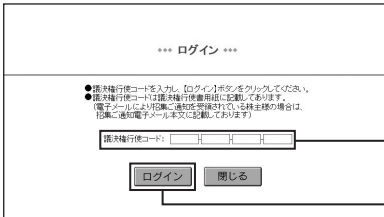
<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

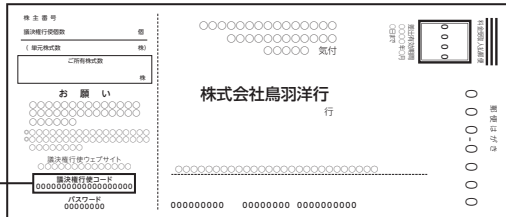
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

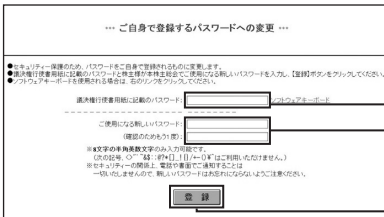


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



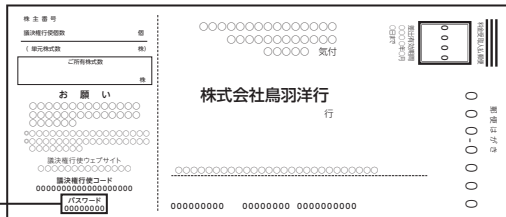
3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけております。配当方針につきましては、安定的な配当の継続を目指すとともに、株主の皆様に対する公明性を明確にした業績連動型の配当性向を基本に考えております。なお、株主還元に関する基本方針として1株当たりの配当金を40円以上とし、かつ連結配当性向を35%以上とする旨を2016年5月13日開催の取締役会にて決議いたしております。

当期の期末配当金につきましては、当該基本方針に基づくとともに、今後の事業展開などを勘案し、1株につき120円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金120円 総額494,499,000円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、第2条の事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 機械工具器具とその部品類の加工販売および輸出入</p> <p>② 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類、ガラス関連建材、室内装飾用品等の販売および輸出入</p> <p>③～⑧ (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 機械工具器具とその部品類の加工販売、<u>レンタル、リース</u>および輸出入</p> <p>② 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類、ガラス関連建材、<u>室内装飾用品等の販売、レンタル、リース</u>および輸出入</p> <p>③～⑧ (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性	取締役会出席状況
1	とばしげよし 鳥羽重良	代表取締役会長	再任	13回/13回 (100%)
2	えんどうみのる 遠藤稔	代表取締役社長	再任	13回/13回 (100%)
3	ちくにてつお 千國哲王	取締役営業本部長 兼特機システム部長	再任	13回/13回 (100%)
4	しまづまさのり 島津政則	取締役管理本部長	再任	13回/13回 (100%)
5	いけだとものり 池田智則	取締役中部ブロック長 兼西日本ブロック長	再任	10回/10回 (100%)
6	むらきよしかず 村木義和	営業企画室長	新任	—
7	たにいつお 谷逸夫	社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
8	おがわたかゆき 小川隆之	社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
9	なるせかずこ 成瀬圭珠子	社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者



独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>とば しげ よし 鳥羽 重良 (1962年10月15日生) 再任</p>	<p>1987年4月 THK株式会社入社 1993年10月 当社入社 1999年4月 当社東京南営業所長 2005年6月 当社取締役第二ブロック営業副部长兼厚木営業所長 2006年4月 当社取締役関西ブロック営業部長 2008年4月 当社取締役西日本営業部長 2011年4月 当社取締役営業副本部長兼中国・九州ブロック長 2012年4月 当社取締役営業副本部長兼営業企画室長 2013年4月 当社取締役営業副本部長 2014年4月 当社取締役営業本部長 2015年6月 当社常務取締役営業本部長 2016年6月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役会長 (現任)</p>	323,345株
<p>(取締役候補者とした理由) 鳥羽重良氏は、これまでに国内事業を統括した豊富な経験と高い見識を有しており、2016年6月より代表取締役社長として企業経営に従事し、2022年6月より代表取締役会長に就任後も職務を適切に遂行しております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	 <p>えん どう みつ 遠藤 稔 (1958年10月4日生) 再任</p>	<p>1981年4月 当社入社 1991年4月 当社東京第二営業所長 1999年4月 当社第二ブロック営業部長 2004年4月 当社第三ブロック営業部長 2004年6月 当社取締役第三ブロック営業部長 2008年4月 当社取締役海外営業部長 2008年12月 鳥羽(上海)貿易有限公司総経理 2011年4月 当社取締役海外営業担当部長 2015年6月 当社常務取締役海外営業担当部長 2016年4月 当社常務取締役営業本部長 2016年4月 鳥羽(上海)貿易有限公司董事長 (現任) 2022年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2023年4月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 鳥羽(上海)貿易有限公司董事長</p>	18,475株
<p>(取締役候補者とした理由) 遠藤稔氏は、国内外の営業部門における統括責任者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2022年6月より代表取締役社長として当社グループの経営全般の管理・監督機能を担っており、適切に企業経営に従事しております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	 <p>ちくにつお 千國哲王 (1970年2月20日生) 再任</p>	1992年4月 2004年4月 2012年4月 2016年6月 2020年11月 2021年4月 2023年4月	当社入社 当社特機グループ長 当社特機システム部長兼特機システムグループ長 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長兼関東ブロック長 当社取締役特機システム部長兼関東ブロック長 当社取締役営業本部長兼特機システム部長(現任)	5,296株
<p>(取締役候補者とした理由) 千國哲王氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役特機システム部長兼関東ブロック長として国内外の事業領域拡大に貢献しており、さらに2023年4月より取締役営業本部長兼特機システム部長に就任し、営業部門における統括責任者として今後も一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
4	 <p>しまづまさのり 島津政則 (1965年8月15日生) 再任</p>	1988年4月 2008年4月 2015年9月 2018年4月 2020年6月	当社入社 当社八王子営業所長 当社静岡営業所長 当社管理本部管理部長 当社取締役管理本部長(現任)	6,796株
<p>(取締役候補者とした理由) 島津政則氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を有しており、さらに2018年4月より管理本部管理部長に就任し、2020年6月より取締役管理本部長として経理、システム、総務の各グループを統括しております。管理部門長として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
5	 <p data-bbox="263 405 495 474">池 田 智 則 (1972年9月18日生)</p> <p data-bbox="338 474 429 523">再 任</p>	<p data-bbox="526 187 677 303">1995年 4 月 2009年 4 月 2013年 4 月 2015年10月</p> <p data-bbox="526 334 677 420">2016年 6 月 2021年 4 月 2022年 6 月</p>	<p data-bbox="701 187 1176 444">当社入社 当社大阪営業所長 当社滋賀営業所長 当社西日本ブロック副ブロック長兼滋賀営業所長 当社西日本ブロック長 当社中部ブロック長兼西日本ブロック長 当社取締役中部ブロック長兼西日本ブロック長（現任）</p>	5,900株
<p data-bbox="263 556 1351 662">(取締役候補者とした理由) 池田智則氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役中部ブロック長及び西日本ブロック長として国内外の事業領域拡大に貢献しております。一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
6	 <p data-bbox="263 893 495 963">村 木 義 和 (1965年9月8日生)</p> <p data-bbox="338 963 429 1011">新 任</p>	<p data-bbox="526 675 677 883">1988年 4 月 2000年 4 月 2005年 4 月 2008年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2016年 4 月</p>	<p data-bbox="701 675 1130 883">当社入社 当社東京第二営業所長 当社東京南営業所長 当社宇都宮営業所長 当社北関東ブロック長兼宇都宮営業所長 当社北関東ブロック長 当社営業企画室長（現任）</p>	900株
<p data-bbox="263 1044 1351 1165">(取締役候補者とした理由) 村木義和氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を有し、2012年4月より北関東ブロック長に就任し、国内外の事業領域拡大に貢献しており、さらに2016年4月より営業企画室長に就任し、当社主要取引先との販売拡大に関わる商品開発及び事業戦略の推進に携わっております。一層の手腕を発揮することが期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
7	 <p>たに いっ お 谷 逸 夫 (1947年12月16日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立</p>	<p>1970年 4 月</p> <p>1991年 5 月</p> <p>2002年 6 月</p> <p>2006年 6 月</p> <p>2011年 4 月</p> <p>2016年 6 月</p>	<p>株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>同行高円寺支店長</p> <p>中央電子株式会社取締役営業推進室長</p> <p>同社取締役常務執行役員経営企画室長兼営業推進室長</p> <p>同社顧問</p> <p>当社社外取締役（現任）</p>	200株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>谷逸夫氏は、社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べております。また、同氏は他社の取締役を経験され、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。</p>				
8	 <p>お がわ たか ゆき 小 川 隆 之 (1954年 1 月 9 日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立</p>	<p>1976年 4 月</p> <p>1994年 4 月</p> <p>1998年 5 月</p> <p>2001年 4 月</p> <p>2012年 1 月</p> <p>2019年 6 月</p>	<p>三菱商事株式会社入社</p> <p>同社高機能化学品部・機能材料部・機能商品チームチームリーダー</p> <p>同社スペシャリティケミカル本部付次長</p> <p>同社機能化学品本部・電子材料関連部次長</p> <p>株式会社スター・サークル代表取締役社長</p> <p>当社社外取締役（現任）</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小川隆之氏は、社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べております。また、同氏は企業経営に携わった経験や総合商社での実務経験を有し、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	 <p>なる せ か ず こ 成 瀬 圭 珠 子 (1962年11月4日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立</p>	<p>1985年4月 全日本空輸株式会社入社 1991年8月 矢矧コンサルタント株式会社入社 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 林田総合法律事務所入所(現任)</p> <p>2015年6月 東京エレクトロニクス株式会社社外監査役</p> <p>2017年6月 株式会社ウィザス社外監査役(現任)</p> <p>2021年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2023年1月 ウェルネオシュガー株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 ウェルネオシュガー株式会社社外監査役</p>	100株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>成瀬圭珠子氏は、社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べております。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と見識を有し、さらに他社での社外監査役を歴任されております。これらの経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、3氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。ただし、役員等の職務の執行が適正性を損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、保険期間満了時に当社が保険料を全額負担し、当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

当社取締役及び監査役へ期待する専門性（スキル）上位3項目について

本総会において、第3号議案が承認され、その後の取締役会にて各決議事項が承認された場合、取締役、監査役の構成及び各々へ期待する専門性（スキル）上位3項目は以下のとおりであります。

	氏名	当社における地位 及び主な担当	企業経営	営業・グ ローバル	人事・ 人材育成	財務・ 会計	法務・リ スクマネ ジメント	サステナ ビリティ
取 締 役	鳥羽 重良	代表取締役会長	●			●	●	
	遠藤 稔	代表取締役社長	●	●				●
	千國 哲王	取締役営業本部長 兼特機システム部長	●	●				●
	島津 政則	取締役管理本部長			●	●	●	
	池田 智則	取締役中部ブロック長 兼西日本ブロック長		●	●			●
	村木 義和	取締役営業企画室長			●		●	●
	谷 逸夫	社外取締役	●	●	●			
	小川 隆之	社外取締役	●	●		●		
	成瀬 圭珠子	社外取締役			●		●	●
監 査 役	酒井 孝弘	常勤監査役	●			●	●	
	廣瀬 勝一	社外監査役	●				●	●
	早崎 信	社外監査役			●	●		●
	川口 伸	社外監査役	●	●	●			

(注) 各専門性（スキル）の各項目の概要は、以下のとおりであります。

項 目	概 要
企業経営	経営全般や戦略・企画に関するスキル
営業・グローバル	ビジネス（本業の営業）やマーケティング及び海外事業に関するスキル
人事・人材育成	人事・教育・採用やダイバーシティ推進に関するスキル
財務・会計	財務・会計に関するスキル
法務・リスクマネジメント	法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関するスキル
サステナビリティ	企業の社会的責任（CSR）やESG課題に関するスキル

(ご参考)

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性に関して、法令の定める要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加え、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと。

1. 当社グループの主要な取引先（※1）又はその業務執行者（※2）
2. 当社グループから役員報酬以外に500万円以上の報酬等の支払いを受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（当該報酬等を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
3. 当社グループの主要株主（総議決権の10%以上を保有している株主をいう）又はその業務執行者
4. 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
5. 当社グループとの間で、役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
6. 当社グループから、1,000万円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
7. 過去3年以内において上記1から6までに該当していた者
8. 過去10年以内において当社もしくは当社の関連会社の業務執行者
9. 上記1から8までに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

※1. 主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。

- ① 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
- ② 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
- ③ 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先

※2. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者をいう。

事 業 報 告

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済及び日本経済は、全般的な社会経済活動の正常化に向けた動きが進行したものの、ウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりに伴う資材不足とエネルギー価格や原材料価格の高騰、世界的なインフレの進行による金融政策の引き締め等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境下における当社グループの国内販売につきましては、スマートフォン及びPC関連向けの半導体は需要が停滞いたしました。また、スマートフォン向け電子部品に関連する得意先への産業用ロボットの販売が低迷し、前期を下回る結果となりました。

一方、海外販売につきましては、中国における新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウン及びその後の感染再拡大、加えて半導体をめぐる米中摩擦等の影響もあり、スマートフォン向け電子部品に関連する得意先への産業用ロボットの販売が低迷し、前期を下回る結果となりました。

以上の結果、売上高は294億82百万円(前年同期比0.8%減)、営業利益は16億94百万円(前年同期比14.1%減)、経常利益は18億円(前年同期比12.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券の売却による特別利益を計上したことにより14億29百万円(前年同期比0.4%増)となりました。

なお、当連結会計年度における取扱商品の部門別実績は、次のとおりであります。

商品部門	2022年3月期 (前期)		2023年3月期 (当期)		増 減 (△印減)	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	増減率
制 御 機 器	8,780百万円	29.5%	8,359百万円	28.4%	△420百万円	△4.8%
F A 機 器	14,877	50.1	14,565	49.4	△311	△2.1
産 業 機 器	6,072	20.4	6,556	22.2	483	8.0
合 計	29,730	100.0	29,482	100.0	△248	△0.8

各部門の概要は次のとおりであります。

[制御機器]

制御機器は、空気圧機器、電子センサー、圧力センサー、流体継手、真空機器、緩衝器等で構成されており、主としてデジタル機器、半導体及び半導体・液晶製造装置、基板実装機、自動車・車載部品、工作機械等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、電気自動車関連の得意先への販売は増加し、半導体製造装置に関連する得意先への販売は、前期を若干下回ったものの底堅く推移いたしました。一方、スマートフォン関連等の半導体・電子部品の需要は徐々に減少傾向にあり、電子部品に関連する一部得意先からの受注が減少いたしました。

以上により制御機器全体の売上高は前期を下回る83億59百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

[F A機器]

F A機器は、産業用ロボット、自動組立機、表面実装システム、レーザー加工機、精密塗布装置等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、O A機器、医療機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、自動車生産台数が緩やかな回復傾向にあることから、自動車・車載部品関連の得意先向けの産業用ロボットの販売が堅調に推移いたしました。一方、中国におけるスマートフォン等に関連する得意先への販売は、新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウン等の影響を受け前期を大きく下回る販売結果となりました。

以上によりF A機器全体の売上高は前期を下回る145億65百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

[産業機器]

産業機器は、電動ドライバー、アルミフレーム、無人搬送車、コンベア、揚重機、ろ過フィルター、環境システム等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、医療機器、精密機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、社会経済活動の正常化に伴い、個人消費の回復傾向が見られたことから各種生産工場の設備投資は好調に推移し、様々な生産現場で使用される什器備品や機械工具類の販売が拡大いたしました。また、半導体に関連する得意先向けろ過フィルターの販売についても、前期を大きく上回る結果となりました。

以上により産業機器全体の売上高は前期を上回る65億56百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5億36百万円であります。その主なものは、当連結会計年度中に導入した基幹システム更新に係るものであります。

なお、費用につきましては、全額自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境を概観しますと、半導体市場は、車載向けのパワー半導体や、DX（デジタルトランスフォーメーション）の普及に関連する設備投資需要は底堅く推移していくものと予想しておりますが、スマートフォン及びPC関連向けの需要が停滞傾向にあり、半導体製造装置関連の得意先への販売は先行き不透明な状況であります。一方、車載用半導体の需給バランスの正常化に伴い、自動車生産体制の安定が見込まれ、電気自動車関連への設備投資は拡大していくものと予想しております。しかし、依然として緊迫するウクライナ情勢や米中対立等、地政学的リスクの高まりによる混乱は原材料及び部材等の供給体制にも影響をもたらし、経済活動の停滞による景気の下振れも懸念されております。

このような事業環境を踏まえ、当社グループが中期経営計画「Next Stage 2025」に基づき産業の発展と地球環境に貢献する企業として成長するために優先的な課題は以下のとおりであります。

- ①技術革新が進む業界において、当社業容の拡大できる新しい販売市場の開拓
- ②同業他社と差別化できる環境負荷の低い高付加価値商品の発掘
- ③人への投資による既存人材の成長と将来を担う感性豊かな人材の確保
- ④基幹システムの更新等による業務効率及び顧客満足度の向上
- ⑤激動する社会情勢に対応するためのコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、以上の課題をサステナビリティにおける重要課題として認識しており、課題解決への取り組みを推進し、企業価値向上と持続可能な社会実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

当社グループは、第74期（2023年3月期）から第76期（2025年3月期）までの期間を対象とする中期経営計画「Next Stage 2025」を2022年8月9日に発表しております。その内容は、以下のとおりです。なお、当社グループは、経営環境の変化等に対応すべく、ローリング方式により中期経営計画を毎年度改定することとしております。

中期経営計画「Next Stage 2025」

1. 目指すべき企業像と経営理念

(1) 目指すべき企業像

百年の信頼を未来につなげるため、信用第一主義を貫き、産業の発展と地球環境に貢献する企業を目指します。

(2) 経営理念（社是）

- ・当社は社会人類に貢献するためにある。
- ・当社は社員の向上と幸福を計るためにある。
- ・当社は最大ならずとも、最良の会社たることを期する。
- ・当社は明朗、勤勉、練達の社員のみをもって結成する。
- ・当社は何事にも無理なく、堅実に、しかも進取、独創、能率的に経営し、信用を第一におく。

2. 事業戦略

(1) 成長市場開拓による更なる業績向上

- ・半導体・液晶製造装置、電子部品業界
- ・次世代移動通信規格「5G」に関連する得意先
- ・自動車業界（CASE、先進運転支援システム[ADAS]、EVなど）
- ・人工知能（AI）、IoT、サーバー（データセンター）
- ・三品産業（食品、医薬品、化粧品）

(2) 当社のネットワーク（販売網）の活用

- ・新規ユーザー開拓及び新規販売拠点出店検討

(3) 海外拠点の強化

- ・中国、タイ、ベトナムの各国内における新規拠点
- ・国内と海外拠点の連携強化
- ・海外現地法人のコーポレート・ガバナンス強化
- ・新規海外進出地域の検討

(4) 装置ビジネスの強化

- ・各業種、業界のお客様に最適なSIerを紹介し生産効率アップに貢献する

- ・販売のみならず技術サービスも提供できる技術専門商社として存在価値を向上させる
- (5) 新商材発掘
 - ・少子高齢化、労働人口減を補う商材の拡充
 - ・産業用ロボット、協働ロボットのラインナップ拡充
- (6) Eビジネスの拡大・強化
 - ・ネット販売商品の拡充
- (7) 総代理権取得（国内外メーカー）
- (8) 新規事業や異業種への進出等、M&Aを含め検討

3. 企業価値向上への取組み

- (1) 社会貢献（CSR）
 - ・ESGの取組みやSDGsへの対応を推進
- (2) コーポレート・ガバナンスの強化
 - ・BCPの策定、コーポレートガバナンス・コードの全原則対応
- (3) 人材育成
 - ・社員教育の強化、教育カリキュラムの策定及び実行
- (4) 基幹システムの更新
 - ・業務の効率化推進にてユーザーCS（顧客満足）の向上

4. 数値目標（連結）

（単位：百万円）

	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (2025年3月期)
売上高	31,000	33,000	35,000
営業利益	1,960	2,100	2,250
経常利益	2,070	2,200	2,350
当期純利益	1,440	1,530	1,620

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 71 期 (2020年 3 月期)	第 72 期 (2021年 3 月期)	第 73 期 (2022年 3 月期)	第74期 (当期) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	26,197	25,040	29,730	29,482
経 常 利 益 (百万円)	1,435	1,384	2,061	1,800
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	972	949	1,424	1,429
1 株当たり当期純利益 (円)	224.91	219.41	330.69	340.14
総 資 産 (百万円)	26,520	27,230	28,968	29,124
純 資 産 (百万円)	17,509	18,361	19,280	19,799

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期の期首から適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 71 期 (2020年 3 月期)	第 72 期 (2021年 3 月期)	第 73 期 (2022年 3 月期)	第74期 (当期) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	23,937	22,263	25,432	26,460
経 常 利 益 (百万円)	1,257	1,181	1,610	1,624
当 期 純 利 益 (百万円)	839	796	1,087	1,297
1 株当たり当期純利益 (円)	194.32	184.08	252.51	308.79
総 資 産 (百万円)	25,595	26,005	27,027	27,257
純 資 産 (百万円)	16,924	17,610	18,040	18,349

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期の期首から適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類等の販売及び輸出入
- ② 上記に関する生産設備効率化のためのコンサルティング
- ③ 機械工具器具とその部品類の加工販売及び輸出入
- ④ 古物売買業

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社に関する事項
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
鳥羽（上海）貿易有限公司	14百万元	100%	中国における機械工具器具等の販売

(12) 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区水道二丁目8番6号
特 機 シ ス テ ム 部	東京都文京区
海 外 事 業 グ ル ー プ	東京都文京区
青 森 営 業 所	青森県弘前市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市
前 橋 営 業 所	群馬県前橋市
熊 谷 営 業 所	埼玉県熊谷市
川 越 営 業 所	埼玉県川越市
東 京 営 業 所	東京都大田区
東 京 南 営 業 所	東京都大田区
茨 城 営 業 所	茨城県牛久市
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市中央区
八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
厚 木 営 業 所	神奈川県厚木市
甲 府 営 業 所	山梨県甲斐市
松 本 営 業 所	長野県松本市
静 岡 営 業 所	静岡県静岡市駿河区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市名東区
滋 賀 営 業 所	滋賀県守山市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市西区
兵 庫 営 業 所	兵庫県明石市
広 島 営 業 所	広島県広島市西区
福 岡 営 業 所	福岡県大野城市
大 分 営 業 所	大分県別府市

② 子会社

名 称	所 在 地
鳥羽（上海）貿易有限公司	中国上海市

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
256名	2名増

(注) 従業員数は、連結会社から連結会社外への出向者を除いた従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	132名	3名減	39.6才	14.5年
女性	96名	4名増	30.9才	8.7年
合計または平均	228名	1名増	36.0才	12.1年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた従業員数であります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,700,000株 (自己株式579,175株を含む)

(3) 株主数

5,866名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鳥 羽 重 良	323,345株	7.84%
鳥 羽 聰 子	236,000	5.72
鳥 羽 洋 行 取 引 先 持 株 会 社	234,953	5.70
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	165,500	4.01
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	150,000	3.64
S M C 株 式 会 社	135,000	3.27
藤 森 立 子	123,000	2.98
鳥 羽 洋 行 社 員 持 株 会 社	121,500	2.94
千 代 田 イ ン テ グ レ 株 式 会 社	112,000	2.71
鳥 羽 洋 行 共 済 会 社	105,000	2.54

(注) 持株比率は自己株式（579,175株）を控除して計算しております。なお、自己株式（579,175株）には「従業員向け株式交付信託」に信託してある自己株式（8,700株）を含んでおりません。

(5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当期に交付した株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の内容は次のとおりであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	4,212株	4名

- (注) 1. 上記の株式数は、取締役実際に交付した株式の数であります。
 2. 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、「4. (3)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鳥 羽 重 良	
代表取締役社長	遠 藤 稔	営業本部長 鳥羽(上海)貿易有限公司董事長
取 締 役	千 國 哲 王	特機システム部長兼関東ブロック長
取 締 役	島 津 政 則	管理本部長
取 締 役	池 田 智 則	中部ブロック長兼西日本ブロック長
取 締 役	谷 逸 夫	
取 締 役	小 川 隆 之	
取 締 役	成 瀬 圭 珠子	弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 ウェルネオシュガー株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	酒 井 孝 弘	
監 査 役	廣 瀬 勝 一	弁護士
監 査 役	早 崎 信	公認会計士・税理士
監 査 役	川 口 伸	杉田エース株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役廣瀬勝一、早崎信及び川口伸の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役廣瀬勝一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令及び企業のコンプライアンス並びにガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役早崎信氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役川口伸氏は、金融機関における豊富な営業経験を有し、代表取締役社長、監査役等を歴任され、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 (就任) 2022年6月17日開催の第73回定時株主総会において、池田智則氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。
 (就任) 2022年6月17日開催の第73回定時株主総会において、川口伸氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 (退任) 2022年6月17日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により森眞一氏は監査役を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び監査役のほか、管理職従業員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされております。

ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担しており、各被保険者は保険料を負担しておりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、決定方針という）の改定を決議しております。その内容は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的として株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役においては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

(1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、連結事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結業績を反映した現金報酬とし、各連結事業年度の連結当期純利益に応じて算出された額を業績連動報酬等として、毎年一定の時期に支給する。

(2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、原則として年に1度、当社と各取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結したうえで当社普通株式（以下「本割当株式」という）を交付する。

各取締役に対する譲渡制限付株式報酬の報酬水準については、株主総会で決議された範囲において、各取締役の担当職務の範囲、役位、業績その他諸般の事情を考慮して適切な水準を設定する。本割当契約には、概要、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、本割当株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 無償取得事由

当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を主たる報酬とし、業績連動報酬等の額と非金銭報酬の額の合計は、基本報酬を超えないものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等は、取締役会決議により決定する。取締役会は、当該決議にあたり、取締役会が定める内規に基づいて各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の各金額及び数を適切に算定するため、ガバナンス諮問委員会に対して諮問してその答申を得るものとする。

ガバナンス諮問委員会は、取締役会が選定する2名以上の社外取締役及び社外監査役に取締役社長を加えた3名以上の委員で構成し、委員の過半数は独立役員でなければならず、また、委員長は独立役員たる委員から決議をもって選定する。

以上

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

当社取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の上限数及び上限額は、2021年6月18日開催の第72回定時株主総会において、それぞれ年1万8千株以内、年額3千6百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度の範囲内かつ取締役会が定める内規に基づき作成した報酬案を取締役に諮っております。また、取締役会は各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の各金額及び数を適切に算定するため、ガバナンス諮問委員会に対して諮問してその答申を得るものとしております。取締役会は本答申結果を勘案し、取締役会決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	122,191千円 (7,200千円)	68,544千円 (7,200千円)	40,000千円 (一千元)	13,647千円 (一千元)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	16,980千円 (7,200千円)	16,980千円 (7,200千円)	一千元 (一千元)	一千元 (一千元)	5名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、各事業年度の連結当期純利益であり、その実績は、親会社株主に帰属する当期純利益1,429百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬等にかかる指標に適していると判断したからであります。また、その業績連動報酬等の額または算定方法は、「4. (3)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
4. 上記の監査役には、2022年6月17日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって、退任した監査役1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	成瀬 圭珠子	株式会社ウィザス ウェルネオシュガー株式会社	社外監査役 社外監査役	当社と株式会社ウィザス及びウェルネオシュガー株式会社との間に重要な取引関係はありません。
社外監査役	川口 伸	杉田エース株式会社	社外監査役	当社と杉田エース株式会社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷 逸 夫	当期開催の取締役会13回全てに出席し、出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知見や他社での取締役経験より、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員長として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	小 川 隆 之	当期開催の取締役会13回全てに出席し、総合商社での実務経験や企業経営に携わった経験を通じて培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	成 瀬 圭 珠 子	当期開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	廣 瀬 勝 一	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べております。
監査役	早 崎 信	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べております。
監査役	川 口 伸	2022年6月の就任以後10回開催した取締役会の全てに出席し、また、就任後10回開催した監査役会の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金5百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,600千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,600千円

- (注) 1. 当社の子会社鳥羽（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、社是及び社内諸規程を当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。
- ② 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、当社グループの経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役はそれぞれが担当する当社グループの業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行を監督する体制を構築する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。当社グループのコンプライアンス体制として、社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はサステナビリティ委員会において、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を取締役に報告する。また、サステナビリティ委員会の各委員は、当社グループのコンプライアンス推進に係る課題及び対応策を協議・承認する体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ⑤ 取締役及び使用人から連絡・相談を受けつける外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し当社グループの取締役及び使用人は、「企業行動規範」に逸脱する行為、法令及び社内諸規程に違反する行為を知り、またはそのリスクを感じた場合、通報する体制をとることで問題の早期発見・解決を図る体制をとるとともに、公益通報者保護規程に則り当該通報者に不利が生じない措置を講じる体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存、管理するものとし、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。
- ② 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる体制を構築する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づきサステナビリティ委員会において、想定される当社グループのリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止または発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び事業継続計画書（BCP）等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する体制を構築する。
- ② リスクを未然に防止するために、社長の直轄組織である内部監査室が、常に当社グループの各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制を構築する。
- ③ 当社グループに不測の事態または重大な経営リスクが発生した場合は、社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う体制を構築する。
- ② 業務執行する取締役は、当社グループの経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する体制を構築する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づく効率的運営及び責任体制を確立する。取締役の職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。
- ④ 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的に行い、その結果を社長に報告する体制を構築する。社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役に報告する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② サステナビリティ委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・統括する体制を構築する。
- ③ 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ④ 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制を構築する。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける体制を構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社グループの使用人から補助者を任命することとし、当該使用人配置の具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議し、同意を得たうえで社長が決定する。
- ② 当該使用人の人事（人事異動、考課等）に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用人は取締役からの独立性を確保する体制とする。
- ③ 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ④ 当該使用人が監査役の指揮命令に従わない場合には、監査役会の意見に基づき懲戒処分の対象とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する体制を構築する。

- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社グループに関し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、サステナビリティ委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。これらの監査役に報告すべき事項の報告を受けた者も同様とする体制を構築する。
- ③ 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する体制を構築する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(9) ①または②の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する体制を構築する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制を構築する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する体制を構築する。
- ② 監査役は、社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制を構築する。
- ③ 監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う体制を構築する。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人に対し、法令違反・不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するための組織としてサステナビリティ委員会等（※）を開催しております。当事業年度におきましては4回開催いたしました。また、社内における様々なハラスメントを未然に防ぐことを目的に、全取締役及び使用人を対象にハラスメント教育を実施しております。なお、当社は内部通報窓口として「社内通報窓口」及び「社外通報窓口（顧問弁護士）」を設置して適切な措置がとれるよう備えております。

当社では、社内におけるコンプライアンスに関する教本「コンプライアンス・ブック」や「コンプライアンス・カード」の配布、各種研修会における「コンプライアンス教育」を実施し、取締役及び使用人に対する教育・啓蒙活動を実施しております。

(2) リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためのリスク把握・評価・対応を継続的に行っております。また、経営に与える影響度が高いと思われるリスクに関しましては、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会等（※）を開催しております。当事業年度におきましては、4回開催いたしました。また、内部監査室は内部監査規程に基づき、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握・監視を行い、社長及び常勤監査役などに報告を行っております。

（※）サステナビリティ委員会は2022年8月に新設しております。サステナビリティ委員会設置以前は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会をそれぞれ開催しておりました。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の機能は、サステナビリティ委員会に移管されております。当事業年度におきましては、コンプライアンス委員会を1回、リスク管理委員会を1回開催し、以降はサステナビリティ委員会を3回開催しております。

(3) 取締役の職務執行監督体制

取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

(4) 内部監査体制

内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室において、「内部監査規程」に基づき年間監査計画を策定し、会社業務の適正な運用並びに財産の保全の実行状況、各組織における不正の発生や誤処理の防止、法令及び社内規程の遵守状況を厳正に監視しております。その結果につきましては、社長、常勤監査役及び社内関連部署に報告するほか、年2回の頻度で取締役会に概要を報告し、さらに四半期に1回の頻度で社外役員と内部統制部門連絡会を開催し、監査結果や内部統制状況を報告しており、デュアルレポーティングラインを構築しております。なお、常勤監査役とは月1回連絡会が開催され、内容については常勤監査役より監査役会で報告されております。また、監査役及び監査役会、並びに内部監査室は、会計監査人である監査法人と、監査実施内容に関する情報交換会を実施しております。監査結果や監査法人が把握した内部統制の状況等に関して意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

(5) グループの管理体制

子会社の経営管理につきましては、社長を筆頭にした経営管理体制の整備、統括を実施しております。社内では関係会社管理規程及び海外子会社管理規程を定めて、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社から財務の状況及びその他の経営状況につきましては、書面または口頭にて月次の報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告を行っております。

9. 会社の支配に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,595,770	流 動 負 債	8,920,622
現金及び預金	11,012,398	支払手形及び買掛金	3,288,600
受取手形及び売掛金	7,791,569	電子記録債務	4,810,978
電子記録債権	3,293,285	未払法人税等	368,656
商 品	363,128	賞与引当金	160,620
そ の 他	135,454	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	△64	そ の 他	251,767
固 定 資 産	6,528,301	固 定 負 債	403,605
有 形 固 定 資 産	1,931,052	繰延税金負債	387,219
建物及び構築物	502,625	株式給付引当金	8,557
工具、器具及び備品	47,888	そ の 他	7,829
土 地	1,379,100	負 債 合 計	9,324,228
そ の 他	1,437	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	518,329	株 主 資 本	18,579,075
投資その他の資産	4,078,919	資 本 金	1,148,000
投資有価証券	2,146,693	資 本 剰 余 金	1,095,438
長期預金	1,000,000	利 益 剰 余 金	17,594,119
差入保証金	819,883	自 己 株 式	△1,258,482
そ の 他	112,342	その他の包括利益累計額	1,207,120
資 産 合 計	29,124,071	その他有価証券評価差額金	935,577
		為替換算調整勘定	271,543
		株 式 引 受 権	13,647
		純 資 産 合 計	19,799,843
		負債及び純資産合計	29,124,071

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

科 目	金 額	
売上高		29,482,106
売上原価		25,077,369
売上総利益		4,404,737
販売費及び一般管理費		2,710,499
営業利益		1,694,238
営業外収益		
受取利息及び配当金	73,045	
仕入割引	42,603	
その他の	8,092	123,741
営業外費用		
為替差損	14,794	
その他の	2,367	17,162
経常利益		1,800,817
特別利益		
投資有価証券売却益	297,186	297,186
税金等調整前当期純利益		2,098,004
法人税、住民税及び事業税	672,974	
法人税等調整額	△4,501	668,472
当期純利益		1,429,531
親会社株主に帰属する当期純利益		1,429,531

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,148,000	1,091,862	16,676,203	△872,166	18,043,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△511,614		△511,614
親会社株主に帰属する当期純利益			1,429,531		1,429,531
自 己 株 式 の 取 得				△398,879	△398,879
自 己 株 式 の 処 分		3,575		12,563	16,139
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	3,575	917,916	△386,315	535,176
当 期 末 残 高	1,148,000	1,095,438	17,594,119	△1,258,482	18,579,075

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			株式引受権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,032,246	192,874	1,225,121	11,750	19,280,770
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△511,614
親会社株主に帰属する当期純利益					1,429,531
自 己 株 式 の 取 得					△398,879
自 己 株 式 の 処 分					16,139
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△96,668	78,668	△18,000	1,897	△16,103
当 期 変 動 額 合 計	△96,668	78,668	△18,000	1,897	519,073
当 期 末 残 高	935,577	271,543	1,207,120	13,647	19,799,843

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称
鳥羽（上海）貿易有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称
TOBA (THAILAND) CO.,LTD.
TOBA,INC. (VIETNAM) CO.,LTD

- ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
TOBA (THAILAND) CO.,LTD.
TOBA,INC. (VIETNAM) CO.,LTD
東莞市鳥羽機械設備有限公司

- ② 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の鳥羽（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産
商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 収益及び費用の計上基準
当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
商品である制御機器、F A 機器、産業機器を顧客に提供することを履行義務として識別しております。
当該履行義務は、検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ③ 控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において「流動負債」に区分掲記しておりました「未払消費税等」(当連結会計年度27,224千円)については、金額的な重要性が低下したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

仕入債務396,707千円（支払手形及び買掛金344,746千円、電子記録債務51,960千円）の担保に供しているものは、次のとおりであります。

投資有価証券	462,469千円
差入保証金	2,250千円
計	464,719千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 714,351千円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	467,129千円
売掛金	7,324,439千円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 37,777千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,700,000	—	—	4,700,000

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	447,143	146,844	6,112	587,875

(注) 普通株式の自己株式の株式数には「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首 10,600株、当連結会計年度末 8,700株）を含めて表示しております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得	145,000株
従業員に対する「譲渡制限付株式」の失権による取得	1,800株
単元未満株式の買取による取得	44株

減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	4,212株
「従業員向け株式交付信託」からの給付による減少	1,900株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	511,614	120.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 2022年6月17日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金1,272千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	494,499	120.00	2023年3月31日	2023年6月19日

(注) 2023年6月16日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金1,044千円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式 4,873株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により必要な資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社の営業債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	2,045,376	2,045,376	—
(2) 長期預金	1,000,000	911,765	△88,234
資産計	3,045,376	2,957,142	△88,234

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、その他有価証券において、連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,034,864	684,979	1,349,884
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,512	12,386	△1,873
合計		2,045,376	697,365	1,348,011

(2) 長期預金

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に同様の預け入れを行った場合に想定される利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	36,418
投資有価証券（関係会社出資金）	64,898

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	11,012,398	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,791,569	—	—	—
電子記録債権	3,293,285	—	—	—
長期預金	—	—	500,000	500,000
合計	22,097,253	—	500,000	500,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	2,045,376	—	—	2,045,376
資産計	2,045,376	—	—	2,045,376

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期預金	—	911,765	—	911,765
資産計	—	911,765	—	911,765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に同様の預け入れを行った場合に想定される利率を用いており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、機械工具器具等の販売事業を営んでおり、商品別に分解した売上高は以下のとおりです。

(単位：千円)

商品別	当連結会計年度
制御機器	8,359,908
F A機器	14,565,960
産業機器	6,556,237
合計	29,482,106

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(注記事項) 3. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,251,682
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,084,854
契約負債（期首残高）	71,013
契約負債（期末残高）	37,777

契約負債は、主に商品の販売において、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、69,203千円であります。また、契約負債が減少した理由は、顧客から受け取った前受金の減少によります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

4,811円67銭 (注)

2. 1株当たり当期純利益

340円14銭 (注)

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、9,492株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、8,700株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,571,825	流 動 負 債	8,504,205
現金及び預金	9,926,112	支払手形	143,073
受取手形	467,129	電子記録債権	4,810,978
電子記録債権	3,293,285	買掛金	2,757,109
売掛金	6,485,157	未払金	89,214
商 品	279,998	未払費用	57,216
前払費用	55,526	未払法人税等	363,172
その他	64,679	前受金	26,909
貸倒引当金	△65	預り金	37,912
固 定 資 産	6,685,896	賞与引当金	153,000
有 形 固 定 資 産	1,927,073	役員賞与引当金	40,000
建物	500,203	その他	25,619
構築物	2,220	固 定 負 債	404,242
工具、器具及び備品	45,549	長期未払金	7,829
土地	1,379,100	繰延税金負債	387,855
無 形 固 定 資 産	518,075	株式給付引当金	8,557
ソフトウェア	505,708	負 債 合 計	8,908,448
電話加入権	10,866	純 資 産 の 部	
その他	1,500	株 主 資 本	17,400,048
投 資 其 他 の 資 産	4,240,747	資 本 金	1,148,000
投資有価証券	2,081,317	資 本 剰 余 金	1,095,438
関係会社出資金	250,569	資本準備金	1,091,862
長期前払費用	57,584	その他資本剰余金	3,575
長期預金	1,000,000	利 益 剰 余 金	16,415,093
差入保証金	800,783	利益準備金	287,000
その他	50,493	その他利益剰余金	16,128,093
資 産 合 計	27,257,721	建物圧縮積立金	135,586
		土地圧縮積立金	7,860
		別途積立金	10,217,000
		繰越利益剰余金	5,767,645
		自 己 株 式	△1,258,482
		評価・換算差額等	935,577
		その他有価証券評価差額金	935,577
		株 式 引 受 権	13,647
		純 資 産 合 計	18,349,273
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,257,721

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

科 目	金 額
売上高	26,460,532
売上原価	22,449,390
売上総利益	4,011,142
販売費及び一般管理費	2,492,351
営業利益	1,518,790
営業外収益	
受取利息及び配当金	61,074
仕入割引	42,603
その他の	8,028
営業外費用	
為替差損	4,236
その他の	1,934
経常利益	1,624,326
特別利益	
投資有価証券売却益	297,186
税引前当期純利益	1,921,513
法人税、住民税及び事業税	619,700
法人税等調整額	4,053
当期純利益	1,297,760

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,148,000	1,091,862	—	287,000	15,341,947	△872,166	16,996,643
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△511,614		△511,614
当 期 純 利 益					1,297,760		1,297,760
建物圧縮積立金の取崩					—		—
自己株式の取得						△398,879	△398,879
自己株式の処分			3,575			12,563	16,139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,575	—	786,145	△386,315	403,405
当 期 末 残 高	1,148,000	1,091,862	3,575	287,000	16,128,093	△1,258,482	17,400,048

残高及び変動事由	評 価 ・ 換 算 差 額 等		株式引受権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	1,032,246	1,032,246	11,750	18,040,639
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△511,614
当 期 純 利 益				1,297,760
建物圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△398,879
自己株式の処分				16,139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△96,668	△96,668	1,897	△94,771
当 期 変 動 額 合 計	△96,668	△96,668	1,897	308,633
当 期 末 残 高	935,577	935,577	13,647	18,349,273

(注) その他利益剰余金の内訳

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	139,941	7,860	10,217,000	4,977,146	15,341,947
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△511,614	△511,614
当 期 純 利 益				1,297,760	1,297,760
建物圧縮積立金の取崩	△4,354			4,354	—
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△4,354	—	—	790,499	786,145
当 期 末 残 高	135,586	7,860	10,217,000	5,767,645	16,128,093

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

- ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産
商品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

商品である制御機器、F A 機器、産業機器を顧客に提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。なお、一部の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において「流動負債」に区分掲記しておりました「未払消費税等」(当事業年度24,012千円)、「未払事業所税」(当事業年度1,477千円)については、金額的な重要性が低下したため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

仕入債務396,707千円(電子記録債務51,960千円、買掛金344,746千円)の担保に供しているものは、次のとおりであります。

投資有価証券	462,469千円
差入保証金	2,250千円
計	464,719千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 697,790千円

3. 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	21,779千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,100千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	256,023千円
営業取引(支出分)	6,198千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	447,143	146,844	6,112	587,875

(注) 普通株式の自己株式の株式数には「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(当事業年度期首 10,600株、当事業年度末 8,700株)を含めて表示しております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得	145,000株
従業員に対する「譲渡制限付株式」の失権による取得	1,800株
単元未満株式の買取による取得	44株

減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	4,212株
「従業員向け株式交付信託」からの給付による減少	1,900株

2. 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式 4,873株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19,914千円
賞与引当金	46,848千円
長期未払金	2,397千円
福利厚生費	8,867千円
株式給付引当金	2,620千円
減損損失	6,616千円
その他	11,334千円
繰延税金資産小計	98,599千円
評価性引当額	△10,713千円
繰延税金資産合計	87,886千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△412,433千円
建物圧縮積立金	△59,839千円
土地圧縮積立金	△3,468千円
繰延税金負債合計	△475,742千円
繰延税金負債純額	△387,855千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有して いる会社等	有限会社 鳥羽興産 (注1)	東京都 杉並区	10,000	不動産の 売却並びに 管理	(被所有) 直接 0.82	—	自己株式 の取得	248,050	—	—

- (注) 1. 当社の取締役会長である鳥羽重良氏及びその近親者が議決権のすべてを所有しております。
2. 自己株式の取得については、2022年11月14日開催の当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TosTNet-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

4,458円92銭 (注)

2. 1株当たり当期純利益

308円79銭 (注)

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、9,492株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、8,700株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 鳥羽洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥羽洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 鳥羽洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会において定期的に子会社の事業活動報告を受けるとともに、子会社管掌取締役から経営管理の状況の報告及び説明を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社 鳥羽洋行 監査役会
常勤監査役 酒井 孝 弘
監査役 廣瀬 勝 一
監査役 早崎 信
監査役 川口 伸

(注) 監査役廣瀬勝一、早崎信及び川口伸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

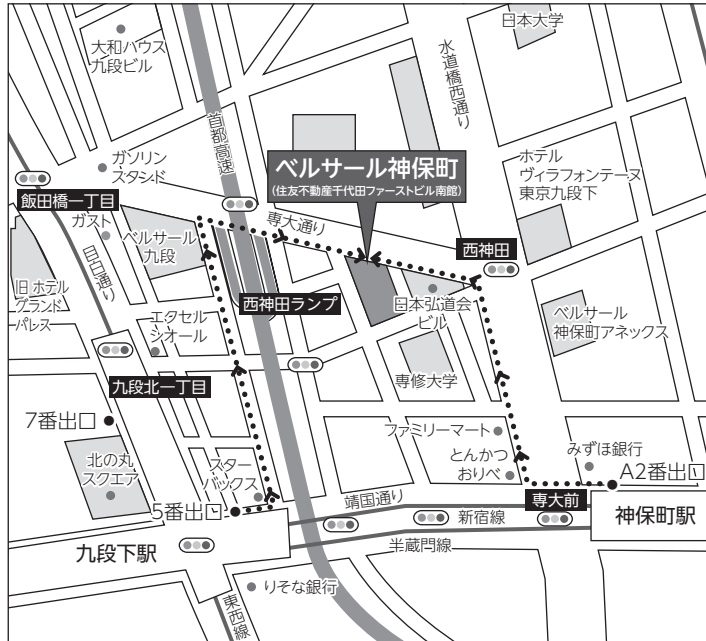
以 上

株主総会会場ご案内

昨年と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

会場 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階

会場付近略図



交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営地下鉄新宿線
「九段下駅」5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線・三田線
「神保町駅」A2番出口より徒歩5分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。